

奈良県高圧ガス容器保安対策指針

平成25年10月31日制定

平成26年 4月 1日実施

奈良県高圧ガス溶材商協会策定
近畿高圧ガス容器管理委員会技術協力
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部技術協力
奈良県産業・雇用振興部地域産業課監修

1. 指針を制定する目的

この指針を制定する目的は、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体に、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号、以下「保安法」という)に基づき、県民の安全確保のために、高圧ガス容器の製造・貯蔵・販売・移動・消費を行う際の自主的な保安活動を促進させ、災害の発生や高圧ガス容器の盗難・紛失・放置を防止することにある。

2. 指針の対象

この指針は、主に、工業用および医療用として使用する高圧ガス容器(保安法第41条*1に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ)により、高圧ガスを供給する事業者(製造事業者および販売事業者)およびこれを消費する事業者を対象とする。

3. 用語の定義

- (1) 供給事業者
奈良県内の消費事業者が高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者(伝票販売事業者を含む)をいう。
- (2) 伝票販売事業者
直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給業者が高圧ガス容器の納入を依頼する販売事業者をいう。
- (3) 消費事業者
容器に充填された高圧ガスを、奈良県内において消費して事業活動を行う者をいう。
- (4) 放置容器
現に所有者又は消費事業者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。
- (5) 関係団体
奈良県内の高圧ガス保安団体*2をいう。
- (6) 供給事業者団体
奈良県高圧ガス溶材商協会をいう。

4. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、保安法の規定を遵守するほか、「1. 指針を制定する目的」を達成するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れおよび引き渡しの容器管理台帳*³を常備し、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。
- (2) 貸与中の高圧ガス容器の管理状況について、消費事業者に対し、1年に1回以上管理状況を確認し台帳ほかに記入するほか、必要に応じ消費事業者に対して、とるべき措置の規定が遵守されるように周知・啓発する。^{*4}
- (3) 消費事業者に対し、供給する高圧ガスを安全に消費するための適切な情報^{*5}を提供する。
- (4) 保安法第36条および第63条の各項*⁶に基づき、事故発生時には関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制^{*7}をあらかじめ構築し、従事者に周知する。
- (5) 消費事業者から使用済み高圧ガスの回収の依頼があった場合は、当該供給事業者所有以外の容器であっても回収すること。この場合の回収した容器は、所有者に返却する措置をとる。
- (6) 供給事業者団体への加入などにより、保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して1年に2回以上の保安教育*⁸を実施する。
- (7) 高圧ガス販売にあたって、高圧ガス容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。^{*9}
- (8) 高圧ガス容器は原則として、1年以上継続して同一事業所に留置しない。

5. 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、保安法の規定を遵守*¹⁰するほか、「1. 指針を制定する目的」を達成するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 保安法第15条第1項*¹¹の基準に基づく高圧ガスの貯蔵を行う。
- (2) 保安法一般高圧ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）または液化石油ガス保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）*¹²に基づく高圧ガスの消費を行う。
- (3) 高圧ガスの管理責任者またはこれに代わる権限を有する者が、高圧ガス容器授受簿等*¹³により、常に高圧ガス容器の受け払い状況を管理する。また、消費作業開始時および作業終了時に高圧ガス容器および付属機器（配管設備、ホース、圧力調整器等）の管理状況を確認する。^{*14}さらに、1年に1回以上安全に問題ないか点検等を実施する。
- (4) 高圧ガス容器は決められた容器置場*¹⁵に置き、管理の徹底を図る。
- (5) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報、保安に関する最新情報*¹⁶の提供を受けた場合には、事業者内で当該情報を共有する。関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを扱う従事者に対して、1年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。
- (6) 供給事業者から消費場所における高圧ガスの管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- (7) 使用済み高圧ガス容器は速やかに供給事業者に戻却し、使用中の容器は原則として1年以上留置しない。
- (8) 高圧ガス事故発生時には保安法第63条*¹⁷に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制*¹⁸をあらかじめ構築し、従事者に周知する。
- (9) 使用中高圧ガス容器の氏名等の表示が磨滅した場合には、速やかに供給事業者連絡する。

6. 関係団体がとるべき措置

関係団体は「1. 指針を制定する目的」を達成するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 供給事業者団体は、加入企業及び消費事業者に対し、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、1年に1回以上周知・啓発のための活動を行う。
- (2) 関係団体は、加入企業及び消費事業者に対し、放置容器を発見した際に速やかに関係機関に通報できる連絡体制を整備することの周知・啓発を行う。
- (3) 関係団体は、保安に関する最新情報を入手し、加入企業および消費事業者に対し情報提供を行う。
- (4) 供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場^{*19}（充填所内の容器置場を含む）を設けるなどの措置をとる。

※下線部については、同指針解説に記載します。

Memo

--